



日本 SUP 振興会規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本 SUP 振興会（ニホンエスユウピーシンコウカイ）という。
英語名 japan sup organization とする。

(目 的)

第2条 本会は、SUP の振興のため必要な活動について積極的な推進をはかり、SUP 競技、およびレジャーの発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) SUP についての普及・振興
- (2) SUP についての安全対策の啓蒙
- (3) その他第2条の目的達成に必要なこと

(事務局)

第4条 本会は主たる事務局を神奈川県三浦郡葉山町堀内 1173-3
(有) オフィスアビーム内に置く。

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 1. 本会の会員は、SUP 関連商品販売事業を行っている者をもって構成する。
2. 当会の入会は会議の過半数をもって会員と承認とする。
3. 会員は会費の入金確認をもって会員と承認する。
4. 会員は、法人の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者
(以下「会員代表者」という。)を定め、当会に届け出なければならない。
5. 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届けを当会に届けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 1. 会員は毎年度所定の納期に会費を納入しなくてはならない。
2. 会費の額は次の通りとする
入会金 金 100,000 円(入会時のみ)
年会費 金 60,000 円
3. 会員の期限は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会員資格の喪失)

第7条

1. 会員は次の理由によりその資格を失う。
 - (1) 第5条に掲げる資格要件の喪失
 - (2) 解散
 - (3) 退会の届出
 - (4) 除名
2. 前項第3号の届出は、30日前までに所定の書面をもって届出をしなければならない。
3. 第1項第4号の除名は、次に該当する場合に会議の決議により、これを行うものとする。ただし、これを行う場合は、あらかじめ当該会員に通知するとともに、会議において弁明の機会を与えるものとする。
 - (1) 本会の名誉を傷つけた時
 - (2) 本会の設立の趣旨に反する行為を行った時
 - (3) 経費の支払、その他本会に対する義務を怠った時

(拠出金品の不返還)

第8条

会員が第7条の規定によりその資格を喪失した時は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
本会は、会員がその資格を喪失しても既納入の入会金、会費及びその他の拠出金はこれを返還しない。

(加入及び脱退)

- 第9条 本会の会員になろうとする時は加入申込書を、退会しようとする時は退会届を提出することにより、本会に加入または退会とする。

第3章 会 議

- 第10条 会議は、会長が必要と認めたとき、会長がこれを召集する。次の事項は会議の議決を経なければならない。なお、議決は会議に参加した会員の過半数をもって承認される。
- (1) 規約の変更
 - (2) 会費の額
 - (3) 事業計画および収支予算
 - (4) 事業報告および収支決算
 - (5) その他必要な事項

第4章 経費及び会計

(経 費)

第11条 本会の経費は会費の収入をもって当てる。

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日終る。

附 則 この規約は、2024年4月1日から適用する。